E_n　平成ｎ年度市町村営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成ｎ年度市町村営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

［略］

四　小学校費　児童数

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一三三五・五一を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　略］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{44{,}300 \times A} \times (449 \times A + 103{,}471 \times B + 676 \times C)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された平成30年７月31日現在の「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「平成30年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食を受けた児童数、補食給食を受けた児童数及びミルク給食を受けた児童数を合算した数

五　中学校費　生徒数

前号に準ずる。この場合において、「一三三五・五一」とあるのは「一四一・九一」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「44,300」とあるのは「42,300」と、「449」とあるのは「1,273」と、「103,471」とあるのは「150,612」と、「676」とあるのは「825」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課

E_n　ｎ年度市町村営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　ｎ年度市町村営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

［同左］

四　小学校費　児童数

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一四二・七〇を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　同上］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{43{,}000 \times A} \times (423 \times A + 92{,}241 \times B + 637 \times C)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された平成29年７月31日現在の「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「平成28年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食を受けた児童数、補食給食を受けた児童数及びミルク給食を受けた児童数を合算した数

五　中学校費　生徒数

前号に準ずる。この場合において、「一四二・七〇」とあるのは「一五一・一三」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「43,000」とあるのは「40,600」と、「423」とあるのは「1,197」と、「92,241」とあるのは「132,168」と、「637」とあるのは「740」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」